

平成27年度 東京都税制調査会
第6回小委員会 議事録

日 時 平成27年10月23日(金) 午前10時00分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成27年度 東京都税制調査会第6回小委員会

平成27年10月23日(金) 10:00~11:29
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の先生がまだお二方お見えになっていませんけれども、開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきたいと思います。

お手元の一番左側、上から順に「第6回小委員会次第」、「座席表」でございます。その右側ですけれども、本日も審議いただきます「平成27年度東京都税制調査会答申(案)」でございます。

また、皆様の机の上に置かせていただきましたファイルには、諮問文、平成26年度答申、答申附属資料及び今年度の第1回から第5回までの小委員会の資料等がつづつてございます。こちらは適宜ご参照いただければと思います。

よろしければ、会議を始めさせていただきたいと思います。進行につきましては、〇〇小委員長代行にお願いいたします。

【小委員長代行】 皆様、おはようございます。お忙しいところ、朝からお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、「平成27年度東京都税制調査会第6回小委員会」を開催させていただきます。

早速、本日の審議に入ってまいりたいと思います。

前回、第5回小委員会で、答申の素案について委員の先生方からご意見を頂戴しました。それに基づきまして、答申の案文を修正いたしましたので、本日はその修正箇所を中心にご審議いただきたいと思います。ただ、前回ご欠席だった先生方もいらっしゃると思いますので、そのあたりは今日自由にご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これは全体がかなりのボリュームですので、それぞれの章ごとに順次進めていきたいと思います。

まずは、事務局のほうから「I 税制改革の視点と方向性」のところについて、修正箇所を中心にご説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、資料「平成27年度東京都税制調査会答申(案)」をご覧ください。前回の小委員会で答申(素案)について、委員の皆様のご意見をいただくなどして修正いたしました部分を中心に説明してまいります。それ以外に、図表の追加や語句の統一や内容を精査して修正したところがございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、変更箇所には下線を付してございます。

早速、第I部の「税制改革の視点と方向性」でございます。まず、資料7ページをご覧ください。2つ目のポツの文末が「環境整備が求められる」となっておりましたけれども、「求められる」という表現が他人事のように、都の文章では上から目線にもとられかねないといったご意見がございまして、文末について「環境を整備する必要がある」と修正しております。

次に、8ページをご覧ください。日本版CCRCとの関連で、住み慣れた地域で老いていくことの重要性といったご意見を受けまして、1つ目のポツ、「また、高齢者がそれぞれ住み慣れた地域において、老後の生活に満足できるような環境を整備することも重要である」を追加しております。

次に、10ページでございます。こちらも3つ目と4つ目のポツの部分につきまして、文末が「求められる」となっていたものについて表現の修正を行っております。

続きまして、11ページの囲みの中ですけれども、下線を付しているところで、「給付と負担の適正化」とし

ておりましたところですが、「給付」といいますと社会保障給付のイメージが強くなるのご指摘をいただきました。囲みの中につきましては、文頭に「行政サービス」という言葉がありまして、「給付」という言葉がなくても通じることから、削除いたしております。

また、次の12ページ、上から3つ目のポツの部分につきましては、前から続く文章を受けまして、「サービスに応じた」と修正いたしております。

次に、14ページをお開きください。囲みの中ですけれども、最初の段落で地方消費税の割合を高めることを書き、次の段落で「バランスよく」となっているのはわかりにくいのご意見を受けまして、この2つのポツの順番を入れかえております。

続きまして、15ページの一番上の行ですが、もともとは「事業税（生産局面）、住民税（分配局面）、地方消費税（支出局面）」としておりましたけれども、住民税は分配局面での課税とは限らないといったことから、括弧の部分削除しております。

第I部の修正箇所の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今の事務局の説明に少し補足をさせていただきますと、前回、委員の先生から、この前段は今日の社会経済情勢の変化を受けて、東京の財政需要の話ですとか、後段の法人課税の見直しのことも含めて、これから東京が魅力ある都市として、年をとっても安心して暮らせる環境を整えていくということが必要だということであるとか、あるいは地域のハードの面でも、あるいは産業の活性化という点でも地域の魅力を高めるまちづくりということを考えていく必要があるということで、後段の財政需要の話ともう少し結びつく形で、これから東京が求めるべき姿というものをきちんとうたっていく必要があるのではないかというご意見をいただいたところでございます。

夏までに委員の先生方からプレゼンもいただきましたけれども、そのあたりのところも踏まえて、今回10ページでは、教育投資の話ですとか、あるいは企業支援の充実、地場産業の活性化、地域の魅力を高めるまちづくりということも加筆させていただくということで、そのあたりを補足させていただいたところでございます。

そういうあたりの書きぶりを調整するということも含めて、これは修正させていただいた案ですけれども、委員の皆様方からさらにお気づきの点がございましたらご指摘をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 この部分は、前回、私はまだ到着していなかったところでもあり、ひょっとすると蒸し返しの議論をしてしまうかもしれませんが、その点はご容赦ください。

今、15ページ、それよりも前のページでも気がつくことが後であるかもしれませんが、ひとまず修正点ということで、気づいたところを述べさせていただきたいと思います。15ページの「すなわち」以下ですけれども、その後ろにさらに「所得課税、消費課税、資産課税を含めて、全体として均衡のとれた税体系」と、14ページが一番下で「バランス良く課税する」と言っていて、かつ、また違う側面ではあるのだけれども、この3点からも均衡のとれたと。その2つの観点の3つ要素をバランスよくというのは一体どういうことかが少し気にはなるのですが、言わんとしていることもわかるので、そうすると、個別の例示が一番後ろにしたほうがいいのか。

つまり、「バランス良く課税することが望ましい」と。また、「所得課税、消費課税、資産課税」「構築する必要がある」と。最後に例示を出す。その例示においては、その後、地方消費税、地方法人課税、個人所得課税という順番になっているので、その順番で例示をしたほうがいいのかと思います。

そうすると、資産課税がないので、固定資産税も東京都にとって重要な税ですから、ここは個別論点には及ばないにしても、「バランス良く」と言っているのですから、最後に固定資産税を入れて、例示はこの段落の最後

に回して、この2つの観点の3要素がバランスよくと言っているということの例示という形で結んではどうかと思いました。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今のご指摘に関連して、あるいはそれ以外のところでもいかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 前回欠席しましたので、とはいえ、このタイミングなので少しか意見を言わせていただきます。

まず、今、〇〇委員のご指摘されたところで、「バランス良く」とか「均衡のとれた」というのは、〇〇委員がおっしゃったように、一体どういう意味なのだという感じがぬぐえない気もいたします。私の語感に従えば、「バランス良く」というのはまだしも、「均衡のとれた税体系」というのは一体何なのだという感、ちょっとぬぐいきれない感じがいたしました。おそらく、所得・消費・資産という3つの局面、さらにはさまざまな税がある中で、その全体を視野に入れて税制のあり方を考える必要があるという意味だと思うのです。それを「均衡のとれた」と言ってしまうと、均衡のとれた税体系というの一体何ですかと少々違和感を感じるというのが1点です。

もう一つは、瑣末な点ですが、6ページの(1)で「少子・高齢、人口減少社会への対応」ということで、その後、少子化、高齢化、それらと同時進行する人口減少を踏まえた論点が出ています。ところが、6ページのリードの後の括弧では「人口減少社会における税制」となっています。実際には少子化、高齢化も含めた人口変化を踏まえた話になっているのだけれども、人口減少社会に話を絞っているかのような括弧のところの表現はどうなのかなと、ちょっと読ませていただいて思いました。

以上です。

【小委員長代行】 後段の点ですけれども、例えばこれは「少子・高齢、人口減少社会における税制」ということで、両方盛り込めばいいということですか。

【委員】 内容との対応という意味では、それがいいと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それから、1番目にいただいたご指摘は、〇〇委員のご発言ともかかわるところですが、今、「均衡のとれた」というのはいかがなものかというところで。

【委員】 事務局がお答えになるのかもしれませんが、私も関わっていたので無責任な対応はできませんので。平成26年の答申でその文言があるのです。別にその文言を踏襲しなければいけないという必然性もありませんし、メンバーもかわりましたから、そこはある程度ゼロベースで考えてもいいのではないかと思います。

ただ、私が思ったのは、生産局面、分配局面、支出局面という言葉がついていたから、まだ1つ目の3要素の話の例示ということで平成26年のところは出ている。だから、所得、消費、資産という話は別にそこに関して何か例示をしているというわけではないのですけれども、修文でその括弧書きがとれたということですね。そうするとこの3つの税というのは後ろで言っている3要素も関わっているところなので、その括弧書きをとってしまおうと、なぜそこにあるのかというところで居心地が悪くなるというか、そういう感じなので、先ほど申し上げたようにこの段落の最後に例示をしてはどうかと。

「均衡のとれた」というのは、このメンバーでまた新たに言葉を考えるというか、新しい表現を考えるというか、「バランス良く」というのをもう一回繰り返すというのか、今さら蒸し返して申しわけないのですけれども、そのあたりを議論してもいいのではないかと思います。

【小委員長代行】 委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

【委員】 特に皆様がないのであれば、別にいいのですけれども。

【小委員長代行】 では、こここのところ、今ご意見をいただきましたけれども、要するに税制全体に目配りを

するということが大事だという、目配りというところを〇〇委員からご意見がありましたけれども、何かありますか。

【会長】 これは今、〇〇委員からお話があったとおり、前期、その前からあったのかもしれませんが、どう考えるか。確かに、今、〇〇委員が言われたとおり、順番のことについては工夫できるかなと思いました。

それから、「均衡」という言葉と「バランス」という言葉を両方使うかということですね。いい言葉が思いつかなければ、このままにさせていただいて、これはまだ1年目ですのでじっくり考えたいと思っております。

【小委員長代行】 ここは表現をどうするかということについてはまた調整するというので、今の点については修正をさせていただくということで進めていきたいと思っております。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】 全体を読ませていただくと、今回は、これから先に来る最後のⅢの「地方税財政の諸課題」のところに、オリパラのことですか、その先の都市づくりのことが書き込まれています。ちょっと前回の素案を拝見したときは、問題の指摘ばかりで、税はそれに対応するだけみたいな印象になっているのが気になりました。もう少し、東京として未来に向けた政策に連動するような税のあり方という視点が出されてもいいのではないかなと思っていましたが、それはⅢのところに今回かなり書き込まれたので、よかったかなと思っております。ただ、依然としてⅠの全体の視点と方向性のところにはあまりそこが見えないので、頭出ししておいてもいいのかなと思います。ここに書くべきは「東京都」としての視点であるのですが、人口減少とか少子・高齢など、全国的に地方自治体が共有している課題について言及した上で、そういう状況だからこそ、東京はグローバルな環境下で経済を引っ張っていかねばいけなくて、それに税制も連動させていかねばいけなくていいと思います。そこは、特に法人課税などに関連して、今後の課題として、小さいかもしれないですけども、出てくると思っております。そうした視点を、税制改革の方向性のところに頭出しする文言を入れていただいたらどうかかなと思っておりました。

以上です。

【小委員長代行】 これは修文のときに、前回からも一部の委員の先生から同じようなご意見をいただきまして、今回このⅠのところと言うと10ページ目の下のところで、3つ目のポツですね、教育投資により人的資本を充実するとか、若年層の雇用創出、企業の人材確保を後押しするという話と、企業支援とか地場産業という話は盛り込んでいるのですけれども、整理としては、このところは東京都独自の課題というよりも、都市と地方が共存共栄するということを考えたときの全体の活力を高める上での税制のあり方を考える必要があるという、かなり日本全体をとらえた視点で書いていて、書きぶりとしては、ここに東京の活力というのを、書き込み方にもよるのですけれども、書いていったときに、結局、東京一人勝ちではないかとならないかというか、その関係をどうするかというところはバランスをとったということで素案の修正をさせていただいたのですけれども、もう少しそこを打ち出してもいいのではないかなということですが、そのあたりをもう少しご意見をいただけるとありがたいのですが。

【委員】 ありがとうございます。そうですね。10ページのところも修正されたかなと思いましたが、投資促進のことや地域の魅力を高めるまちづくりというのが入ったので、そこは私も認識しています。

別にこのままでも構わないのですけれども、都市と地方が共存共栄というあたりに適切な役割分担をしていくんだよということが謳われるべきだと思っており、それが入っているのであればよろしいと思っております。

ただ、都市といっても、大都市と20万人ぐらいの都市というのはかなり差がありますし、国全体でみたときに担うべき役割も違ってくると思っております。東京都は、大都市というグルーピングのなかにあり、その中でも先頭を切って日本を引っ張っていかないといけない、そのための活力をつくっていかないといけない、というような視点があってもいいのかな。確かに、東京だけという印象を持たれると問題が出るでしょうから、その辺は工

夫していただいて。

【小委員長代行】 そのあたりをどういう形でやれるかということを考えてみたいと思います。ほかはいかがでしょうか。

それでは、また何かありましたら後で戻って時間をとりたいと思いますので、続きまして事務局から2つ目の、「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」のところについて、修正箇所の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、答申案の17ページからになります。第Ⅱ部の「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」について、修正箇所の説明をいたします。

まず、17ページの「法人事業税及び法人住民税」の性格に関する記述でございます。前回の小委員会でもいただきましたコメントや議論を受けまして、「法人住民税法人税割は、所得に対する源泉地課税としての性格を有する」というふうに追加をいたしております。

続きまして、21ページをお開きください。「東京の財政需要」ですが、ここはきちんと言うべきことは言わなければいけないといったような意見がございました。そこで、冒頭に都が目指す都市像といたしまして、21ページの下線を引いてあるところを読み上げさせていただきます。

都は、少子・高齢、人口減少社会に対応したゆとりある成熟都市を目指して、平成26年12月『東京都長期ビジョン』を策定し、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の更なる先を見据え、安全・安心な都市、福祉先進都市、世界をリードするグローバル都市の実現に取り組んでいる。こうした都市の実現に向けては、世界から資本・人材・情報が集まる国際ビジネス環境の創出を進めるなど、社会経済の活力向上を図るとともに、「東京で生まれ、生活し、老後を過ごせてよかった」と誰もが実感できるよう、生活の質の向上を図ることが重要である。

と追加をいたしております。

また、23ページですが、こちらでは第Ⅰ部でもご説明いたしました、住み慣れた地域で老いていくことの重要性というご意見を受けまして、福祉インフラの整備だけではなく、在宅での介護サービスの確保も不可欠といたしまして、「生涯安心して東京に住み続けたいとのニーズに応えることが、ゆとりある成熟都市の実現へとつながっていくといえる」と追加をいたしております。

また、続く文章の順番を入れかえるとともに、施設整備に他の地方圏の10倍もの用地取得費がかかると記述しておりました段落については削除をいたしております。

次に、28ページをお開きください。「分割基準のあり方」の囲みの中でございますけれども、「従業者数は簡便な基準としてふさわしい」と言い切っておりまして、言い切っているが問題ないかといったご意見を受けまして、「従業者数は人件費の代替指標であり簡便な基準」と変更いたしております。

次に、30ページをお開きください。一番下のポツですけれども、「分割基準の指標」につきましては、アメリカ各州やEUにおいてさまざまな議論があるとのご意見をいただいたことから、分割基準の指標についての議論について記載をいたしました。

また、続く31ページの1つ目のポツですけれども、答申の巻末に参考資料として付加価値額の構成比を掲載するとともに、こちらの記述につきまして、人件費が付加価値に占める割合が増加傾向にあるということから、「増加傾向にあり、現在約7割となっており」と修正いたしております。

第Ⅱ部の修正箇所説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それでは、第Ⅱ部「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」の修正箇所及びその他、お気づきの点について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

【委員】 18ページのところで、これも税制に直接関係があまりないので申しわけないのですが、2

つ目のポツのところ、「今後、少子・高齢化が進展する中で」の次の行の「あるいは非正規労働者等の社会参加が重要である」とあります。素直に読めば、女性や高齢者あるいは非正規労働者等の社会参加が重要であると言っているわけですが、「社会参加」という表現が必ずしも一般に浸透しているわけではないため、ここのニュアンスが読み手にどう伝わるか。彼らは社会参加が進んでいないから進める必要がある非正規労働者というのは正規労働者と比べると社会参加が進んでいないと読めるわけですが、これは労働政策論や福祉論で言われる本来の意味でうけとってもらえるのでしょうか。つまり、「社会参加」という言葉の定義が曖昧なので、読み方によっては違和感があるかなという気がしました。

以上です。

【小委員長代行】 例えばこういうふうに変えたらどうかというのは、ご意見はありますか。

【委員】 すぐぴしとした表現は出てこないですけども。

【小委員長代行】 要するに、今の記述だと、非正規労働者の方々が社会参加が足りないというふうに読めてしまって、誤解を生む可能性があるということですよ。

事務局のほうに確認ですが、これは前期の答申にはこの文章は入っていないですよ。

【税制調査担当部長】 前期の答申にはないと思います。

【小委員長代行】 どうぞ。

【委員】 例えば「社会参加の促進」と入れるだけでも、微妙に違和感は減るかなと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

【委員】 結局、その文章の後ろで、就職支援、働き方支援、職業訓練と来ているので、「安定した就労の促進」と言ったほうがいいですかね。非正規労働者ですから就労はしているので、「安定した就労の促進」というような言い方のほうが、「社会参加」と言うほど広くはないような、後ろの例示だという気はするのです。結局、保育サービスも女性の継続的な就労を促進することが裏表の関係に、もちろんそれだけのために保育サービスをやっているわけではないですけども、それも一つの大きな要素なので、女性の場合は継続的な就労の促進というか。継続的という言い方も必ずしもほかの主語には当てはまらないので、「安定的な就労の促進」という感じになるのかなという印象を私は持ちました。

【小委員長代行】 今、ご指摘いただいたとおり、この後の事例という意味では安定的な就労の促進ではあるのですけれども、他方で、活力の維持・向上のためにはみんなが労働市場に出るのが望ましいということでもないとしますので、そうしましたら、ここのところについては安定的な就労促進ということと、それも含めた社会参加という事例も盛り込みつつ、誤解のないような表現に修正させていただくということではいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、そのような方向でここは表現を変えたいと思います。

あとはいかがでしょう。お願いいたします。

【委員】 17ページですけども、確かに法人事業税と法人住民税は一括りにされているけれども、それぞれに違いがあるというのは、今までも言ってきたことではあるのです。ただ、今回の修文は新しい表現になっていて、源泉地課税は事業税でも源泉地主義課税なんですよ。だから、ここを法人住民税の法人税割だけの特出して源泉地課税と言ってしまうと、では法人事業税は源泉地主義課税ではないかのように読めなくはない。ちょっと特定し過ぎているということですね。

確かに平成26年の答申ではワンセンテンスになってしまっているのですが、「法人事業税は」と始まる文章で一旦「である。」としたほうが文章的にもわかりやすい。そこはもう問題ないと思うのですが、平成26年の答申ではそれはワンセンテンスでそのまま書き切ってしまうので、そのまま法人住民税にも流れているのですけれども、ここは区切っていいと思いますが、区切ったことで逆に源泉地課税の話が法人住民税のほうだけのほ

うにしか記されていないという文章になってしまったので、ここをあえて源泉地主義課税と明記する必要があるのかどうかですね。そこが前回出ていなかったのも、わからないのですけれども。

【会長】　ここは前回、今回もご欠席の〇〇委員からペーパーのコメントがあって、それで考えました。今お話がございましたが、事業税のほうについては、全体として外形標準課税の促進ということを書いているわけですが、どちらかというと、特に付加価値割です。〇〇委員もよくご存じの付加価値税には仕向地主義と原産地主義ということで、むしろ原産地主義、いわゆるオリジンプリンシプルというのがございます。そちらの方向で考えているわけですので、必ずしも所得課税とは限らない。

住民税のほうは法人税割ですから、明らかに法人所得にかかる。ただ、ご存じのとおり、法人税というのは所得税の前取りであるという考え方がございます。これもシャウブ勧告以来ずっとございますので、そう考えますと、個人住民税と法人住民税の関係はどうなるのかと考えたときに、当然のことながら、株主はそこに住んでいるとは限らないということになります。これは国際課税でも考えられるということで、いわゆるオリジンというよりもソースというか、ソース課税という形での源泉地課税ということで考えさせていただきました。

実は、これにつきましては〇〇委員、あるいは〇〇委員、〇〇委員にも、これでどうだろうかということをおのほうからご相談を申し上げまして、これでよろしいのではなかろうかというご意見をいただいておりますので、改めてこういう形でご提案をさせていただいた、という経緯でございます。

【小委員長代行】　ありがとうございます。〇〇委員、よろしいでしょうか。

【委員】　そうですね。平成26年の答申にこだわるつもりはないのですけれども、平成26年には原産地原則という言葉が一応は出ているのですが、今回は全く出ていないというのは気になっていて、法人事業税は受益に着目した税であるとなっているので、居住地主義的なというニュアンスが何となく感じられなくはない。そこで事業を営んでいるのだから、そこで税金をとられても当然だろう、そういう受益の関係というふうに着目しているということなので、だから、より正確に書いておいたほうがいいのか、わかる人にはわかるのですけれども、居住地主義ではないのですけれども、居住地主義とも書いていませんけれども、何となく居住地主義的な課税をしているかのような文章に見えたものですから、その工夫をさせていただけるとありがたいと思います。

【会長】　ちょっと確認ですけれども、居住地主義と言われたのは事業税がということですか。その点は、26年度答申をもう一回読み直しまして、そうではない、原産地ということであるということについてはっきり書かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【小委員長代行】　ほかはいかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】　ちょっとくどいかもしれませんが、18ページで、特に指摘はなかったのかもしれませんが、今回は喫緊の課題ということで法人課税が前面に出ていて、個人所得課税はあまり記されていない。前回、平成26年のときは地方消費税の話もありましたし、いろいろほかの課税のところにも言及していたということで、法人だけに応益課税しているわけではなくて、住民も受益に応じて課税するということが全体のトーンとしてあったのですが、今回、この章立てを変えるという必要はない、基本的にこれでいいと思うのですが、法人課税の話しかしていないものですから、例えば18ページ目の上から3つ目のポツのところの「法人には行政サービスからの受益に応じた負担を求めることが必要である」というのが、これまでも言っていた文章ではあるのですけれども、前段というか、つまり住民にも受益に応じた負担を求めているというのがとれているものですから、「法人には」と言って、極端に言えば、皮肉っぽく言えば、なかなか有権者が増税に応じてくれないから、まあしょうがないな、これは柵に上げておいてでも法人にはというふうにとられると、ちょっと意図していることと違うと思うのですね。だから、ここは一言だけ変えていただくというのですか、つまり「法人にも」と「も」をつけていただいて、もちろん言わずもがな住民にもということですが、そういう言い方をしていただけたらなと思います。

【小委員長代行】 今の点は修文させていただくということでお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 私は租税論はあまり強くないのですけれども、31ページの分割基準の話で今回修正されたところですが、「人件費が付加価値に占める割合は増加傾向にあり、現在約7割となっており」というのが、従業者数を人件費の代替指標として着目することの一つの根拠だとされています。しかし、この増加傾向というのは今後も続くのかというと、地価の動向とか様々な要因で左右されるのではないのかという素朴な疑問があります。あと、付加価値に占める人件費の割合が業種別にも非常に異なったりするのであれば、もしかすると分割基準として人件費はふさわしくないという可能性もあるわけですね。つまり、指標として人件費がふさわしい根拠として付加価値に占める割合が増加傾向にあるというのはわかるのですけれども、それが今後もそうなのかということと、人件費がふさわしいと言うには付加価値に占める割合が全業種の平均で高いということよりも、業種別の違いがあるのかとか、その辺がむしろ問題なのではないかと、ふと思ったのです。

【小委員長代行】 これは事務局のほうではいかがでしょうか。

【税制調査課長】 人件費の占める割合ということですが、業種によって現在の分割基準についても、全ての業種が従業者数ではないということもありまして、業種によっては人件費の割合というのは変わってくるというのは考えられるということかと思えます。

前回の小委員会でも、従業者数が分割基準として簡便な指標としてふさわしいと言い切ってしまうののかというご意見もいただきまして、少し修文している部分もございまして、必ずしも従業者数だけが分割基準として最もふさわしいものだとは判断しているということではないと思えます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 これは小委員長代りのほうがお詳しいのかもしれませんが、前回出席して、ここを議論させていただいた記憶があるので追加で申し上げると、確かに売上高とか従業員数とか資産などを指標にするのも一つの手なのだけれどもという話で、実際にあまりそれが実現した例がないからということで、それで非常に簡便法で、理論的には必ずしも正しいとは思えないのだけれども、一応セカンドベストというのですか、サードベストなのかもしれないという形でこれをずっとやっていて、それが続いておりますという形の状況をどううまく説明しようかなという議論だったような気がいたします。

私も、「人件費が付加価値に占める割合は増加傾向」というのは、そうなのだと思うので今日の修文を拝見していただのですが、確かに東京都に本店があるというか、事業所がある企業は比較的従業員を多く使っているのだらうなということなのではないでしょうか。でも、7割という根拠はどこから出てきたのか教えていただくと、とてもありがたいです。

【小委員長代行】 今日の資料の後ろの参考資料の7ページに、事務局のほうで資料を用意してくださっておられまして、付加価値額の構成比というので人件費部分というのが。

確かに、これは増加傾向と言えるかどうかというのはちょっとあれですけれども、大体7割弱ぐらいだろうということですね。

【委員】 増加というのを飛ばして、現在7割程度というふうになると別に。

【小委員長代行】 この「増加傾向にあり」を削除して、「7割程度であり」というところではいかがかということですかね。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 今の点は違った観点からアプローチしてもいいのではないかと。議論を蒸し返すみたいなお話になって

申しわけありませんけれども、人件費が付加価値に占める割合が高いということ、ないしはそれなりに高水準で維持しているというか、増加しているのかわからないですけれども、高い割合であるということを殊さら強調すると、事業税付加価値割は人件費課税だと。世の中には、これはアベノミクスに逆行しているという主張すらあるわけです。今回、法人実効税率引き下げとあわせて、付加価値割を増やしたことについてですね。だからこそ雇用安定控除があるということなのだけれども、今度、雇用安定控除の話にフォーカスを当てると、雇用安定控除の割合をもっと拡大しろという意見も連合などからも出ていたりして、そうすると、結局、付加価値割をとろうとしていることだけで言うと、もう結局付加価値割はあまりたくさんとれないような方向に行くというか、そういうことをちょっと遠因のような感じで助長しているような気もしています。

私も都税調で委員をさせていただいて以来ずっと言っていることですが、結局、東京都で働いている従業員の方々は必ずしも東京都民でないということでありながら、そこで行政サービスの恩恵を、もちろん有料なものは有料のものでお金は払っておられるとしても、必ずしも行政サービスを直接料金をとっていないものがあったりしますから、そういうものを代理的に企業を通じて課税するということだとすれば、まさにこれは従業員であると。つまり、昼間人口という言い方をしてもいいかもしれませんが、昼間人口は若い人は通学しているというほうに入ってしまうのでちょっと別ですが、就労している昼間人口は基本的に従業員であるとすれば、夜、自宅に戻るとすれば、そこで個人住民税を払うけれども、東京都には税金を払わないということでもいいのかと。都税調では私は前々から、だからこそ東京都で課税するのだというロジックがあるのではないかと申し上げておりました。そういう意味で言うと、従業員のほうがいいとは言えるのではないかと。つまり、従業員に比例して分割してもらわないと、東京都民でない従業員にしかるべきご負担をお願いすることができないことになるということの一つの論拠になるのかなと思います。

【小委員長代行】 確認ですけれども、今のご意見は、現在7割だというこの規模感で記述するのはもうやめたほうがいいのかというご意見ですか。これはこれで残しつつ、併記したほうがいいのかというご意見でしょうか。

【委員】 大幅な修文になってしまうので、形が崩れてしまうとか、前後の関係まで考えると、そこまで文章を変える余裕がないということであれば、事実は事実ですから「増加傾向にあり」というのはとるとしても、7割であるという原案の文章ですね、これは事実は事実なので書くということであるのですけれども、このタイミングではちょっと大きくは変えられないということであれば、7割であるという原案の文章に戻していただくともに、「人件費の代替指標である従業者の数は、簡便な基準としてふさわしいと考えられる」の後ろに続けて、別の文章で「東京都における従業者は必ずしも東京都民でないことから」、急にフルセンテンスがしゃべれませんが、「東京都民でない従業者に対して税負担を求めるという観点も、この指標を支持する根拠になり得る」とか、何かそんな感じですか。

【小委員長代行】 ありがとうございます。そうしましたら、今の委員の皆様のご意見をまとめますと、今回下線を引いているところの「増加傾向にあり」というのは削除をして、7割ということを書きつつ、今、〇〇委員からご指摘があった、域外からの通勤者の方たちに対してある種の応益負担というような意味合いも持つというようなことを加筆するというので修文をさせていただきたいと思います。

それ以外の点は、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 これもご判断はお任せしたいのですが、34ページのふるさと納税について、私も指摘されている内容には共感するのですが、34ページの3番目のポツで、「他方、寄附収入を得る地方自治体にとっても、法人側が規制緩和や特定施設の整備等に関する発言権を強めるなどの弊害も懸念される」と、かなり直截的に書いてある。このぐらい書いたほうがわかりやすいということかなとも思いますし、確かにそれが直截的な懸念だと思えるのですけれども、法人を悪者にした書き方なのが気になります。私がつき合いのある企業さんは、別に悪意はなく、これが、まちづくりのインセンティブ税制のかわりになるのではないかと期待をしています。む

しろ、これを都市にも使えるようにしてくれれば、基金化して、企業らが自らまちづくりを進めようとしている地区の環境向上とか防災力の向上の財源として使えるのではないかと。確かに、寄附と受益負担の税の考え方がごっちゃになっているのではないかなと思いますが、利益誘導というわけではないのです。

要するに、ここのところは本質的に言うと、寄附であるにもかかわらず負担に応じた受益を求める法人が出てくることが懸念されるということなのではないかなと思いますし、確かに個人版ふるさと納税で、返品競争が起きているということを考えると、企業も何らかの返戻というか、負担に応じた何かがあるはずだという期待は持つことが考えられるので、何かそういう本質的な構造への問題指摘にしたほうがいいのかと思いました。

以上です。

【小委員長代行】 単に発言権を強めるということだけではなくて、それを通じて見返りというか、応分の利益を求めるということが懸念されると。

【委員】 そういうことを期待する法人が悪いのではない。そういう構造になっていることに懸念が感じられるということです。

【小委員長代行】 では、そこは明確に記述をするということで、加筆させていただくということでいきたいと思います。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これはまた後でもし何かお気づきの点がございましたら、後ほどご指摘いただければと思いますので、ここでは先に進めたいと思います。

続きまして、事務局から第Ⅲ部、「地方税財政における諸課題」について、修正箇所の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、第Ⅲ部「地方税財政における諸課題」の修正箇所についてご説明いたします。

36ページをご覧ください。第Ⅲ部の導入部分でございますが、答申全体の流れを踏まえて、第Ⅲ部に共通する観点を記述したほうがよいとのご意見を受けまして、導入部分全体を修正しております。読み上げます。

「Ⅰ」で述べたように、税制改革を進めるに当たっては社会経済の活力及び生活の質の向上のために必要な財源を確保するとともに、所得再分配機能を発揮し負担の公平感を高めていくことが重要である。こうした視点を踏まえ、また、地方の自主・自立的な行財政運営を目指すという観点から、地方税財政における諸課題について検討を行った。

と修文をしております。

次に39ページをご覧ください。一番下のポツですけれども、地方の財政需要を賄っているのは地方法人課税のほかにもあるというご意見を受けまして、「他の基幹税とともに地方の財政需要を賄っている」と修正をいたしております。

続きまして、46ページをご覧ください。5の「重要な政策課題への対応」の囲みの中でございますが、前回の小委員会追加項目としてご説明させていただきました、地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化について追加をいたしております。

また、同じく5の「重要な政策課題への対応」につきましても、内容を追加しましたため小見出しを追加いたしまして、前半については「政策支援税制の活用」といたしまして、後半につきましては「地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化」といたしております。

次に、46ページの一番下のポツですけれども、こちらが第Ⅱ部の「東京の財政需要」の冒頭に都が目指す都市像を追加した関係で、この部分の記載を少し簡略化をしております。

次に、47ページの中段からですが、前回の小委員会追加項目としてご審議いただきました項目に記載しております。地方自治体全体で知識を共有し合うという形がよいといったご意見をいただきましたので、税務

知識・技術の共有化、地方自治体間の連携の推進という趣旨を記載をしております。追加した部分について読み上げさせていただきます。

(地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化)

- ・ 地方自治体が、自主・自立的な行財政運営を推進し、直面する政策課題に対応していくためには、総体としての地方税収を確保する必要がある。
- ・ 国税においては、制度構築を行う財務省と現場の実務を担う国税庁や税務署が、一体的に税務行政を担っている。一方、地方税では、制度構築は総務省、現場実務は各地方自治体が担っており、情報の共有化を図るため、地方自治体間のネットワークを構築することが重要である。
- ・ 地方自治体では、外形標準課税の導入により重要性が高まっている法人調査や都市開発等に伴う家屋評価の複雑化への対応、徴収率向上など、地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化に積極的に取り組むことが課題となっている。
- ・ それぞれの地域特性に応じて、実務を通じた税務知識・技術を培っている各地方自治体は、これらを互いに共有化し、税務職員の実務能力を一層高め合う必要がある。都は、道府県税に加え固定資産税など市町村税も所管している特性を活かして、こうした取組に積極的に貢献すべきである。今後、地方自治体間の連携を推進することで、地方全体の税収確保につなげていくことが重要である。

本文の修正箇所の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それでは、第Ⅲ部「地方税財政における諸課題」の修正箇所及びその他、お気づきの点について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 最後のところになってしまうのですが、47ページからのところで、前のご議論があって、〇〇委員もいらっしゃっていないのですが、私はこれを入れる形でワンセクションというか、一つの節を構成するというのでいいと思います。ただ、いくつか表現が少し工夫が必要かなと思うところを申し上げたいと思います。

まず、1つ目のセクションのボツですけれども、「総体としての地方税収を確保する」、この「総体としての」という言葉を書く必要があるのかどうかということです。つまり、地方財政計画上の地方税収とかそういうことを言っているわけではなくて、むしろここは個々の自治体がまさに現場レベルで税収を獲得していくということにより力点があるセクションだと思うので、そういう意味では、「総体としての」をくっつけなくても、前に冠しなくてもいいのではないかと。つまり、「直面する政策課題に対応していくためには、地方税収を確保する必要がある」でいいのではないかと思います。

それから、3つ目のボツですけれども、ここはご質問も含めてということですが、法人住民税の均等割の徴収は、私の理解ではそれなりうまくできているのではないかと思います。その点はどうぞ認識されているか。うまくいっているならば、あえてここに盛り込む必要はないのかもしれませんが、そうはいつても、結構徴収実務は大変なのですということであるとすると、まさにその当該自治体に存在する法人にほぼ漏れなく均等割を払っていただくということになっているわけですし、しかも法人住民税の均等割は株式会社だけではないので、結構骨の折れる大仕事ではないかと思うのです。でも、そんなに取りはぐれているという話は聞いたことが私はなく、それなりに各自治体にノウハウをありながら徴収もできているということなのか、それとも、もし何か工夫が必要、まだそういう余地があるということであれば、ここの段落の中に「法人調査」という言葉に引き続いて、「法人住民税の均等割の徴収や外形標準課税の導入」というふうに並べてもいいのかもしれない。ただ、私のその修正案はあくまでも条件つきというか、法人住民税の均等割がうまく徴収できているというご認識であ

れば別に今さらという話なので、あえてつけ加える必要はないと思います。

それから、48ページの2行目に、「一層高め合う」という言葉で「一層」という言葉が出てきて、これはいいと思うのですけれども、ここだけかという気はして、確か前回の議論でも、もともと地方自治体間で情報の共有とか、既に制度的に担保されている自治体間のやりとりというのはあるということはお聞きした気がします。そうすると、既にあるけれども、もっとレベルアップしていくべきだというトーンが出てきたほうがよくて、全くやっていないから都がてこ入れしてゼロから上に上げていきますよというニュアンスではちょっと違うのではないか。そうだとすると、「一層高め合う」というのはここだけではなくて、全体に一層というか、さらにとか、これまでも取り組んでいるが、よりレベルアップというトーンがこの段落で出てくるといいのかなと思います。

以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 あまり私も実務は詳しくはないのですが、文章を拝見していて、外形標準課税というか地方法人税の話と固定資産税の話をメインにされているようなのですけれども、卑近な例ですけれども、地方住民税も例えば引越してしまうと払わない人がいるという話を聞いたことが、大変失礼ながら、あるのですが、所得税と違って課税が1年おくれですよね。そういう点についても、マイナンバーができれば、もしかしたら取り立てが可能なのかもしれないですけれども、お考えなのかどうか、それはわからなかったのでお聞きしたかったのです。大した課税漏れではないかもしれないけれどもということです。

【小委員長代行】 今、お2人の委員の方からご意見をいただきましたけれども、実際の徴税の実務ですね、現場でご苦労なさっているところはどこなのかということと、この記述との整合性のこともあると思うのですけれども、そのあたりを事務局のほうでお願いいたします。

【税制部長】 まず、均等割でございます。法人住民税均等割ですが、まともに事業をやっている法人についてはあまり問題はないかと思います。

よくありますのが、法人登記だけして実体がないようなところ、実はこれは実体がなくても税としては課税対象になりますが、そういうところは申告ももちろんしないということで、そこら辺は法人の事業開始届が出ますけれども、申告のないところについては現場を見に行く。ところが、行くと表札もなければということであったり、表札はあるけれども、いろいろな会社の表札が並んでいるというような実態はございます。

ただ、この点については、では他の自治体と協力ができるかということ、そういうところは大体そこにしか事務所がない法人がほとんどなので、自治体の中で解決することが多いのかなと思います。逆に、複数の自治体で協力し合えるような法人といいますと、大体きちんと事業をやっていて、所得がなくても均等割の申告はきちんとしているということが多いいかなと思います。

それから、外形標準課税と固定資産税が挙がっているということですが、こちらは実は、一般的には地方の法人課税は国税の所得計算に基づいてやっておりますので、法人税割、所得割については基本的に独自の調査というのはあまりありません。ただ、外形標準課税の付加価値割は国税は全く法人税の制度はございませんので、ここについては地方が独自に調査をしなければいけないというものでございます。

それから、自主決定法人といひまして、もともと外形課税をしていた収入金課税というのが、電気、ガス、保険業ですけれども、こちらについては地方が独自に調査をする必要が出てくるということございまして、こちらはかなり大法人が主でございますので、基本的には本店所在地の道府県知事が調査をするわけですけれども、地方調査も含めて連携はできるかなということでございます。

それから、固定資産税につきましては、家屋評価というのが現在なかなか厳しくなっておりまして、評価基準

というのはあるのですけれども、実際の施工技術のほうが2段階も3段階も先へ進んでおりまして、評価基準が追いついていない状況です。特に大規模建物につきましては、その基準の捉え方によってかなり評価額が変わることがございまして、現在、審査申出であるとか訴訟というものもかなり出ております。ここら辺は、東京都の場合は事例も豊富ですし、経験者も多いのですけれども、市町村レベルになりますと、そういったことが対応できないところもあるので、ここら辺はかなり大都市を中心に協力できるのかということでございます。

それから、徴収のほうですけれども、住民税の話が事例でございましたが、徴収については確かに転出してしまつて滞納整理が直接できないというのはよくある話でございまして、地方税法上は徴収嘱託と制度があつて、住所地あるいは事務所等があるところの他の団体にかわりに滞納処分をやってくれという制度があります。ただ、これは全て受けたところの持ち出しになるものですから、頼むほうも頼みにくいということで、なかなか行われておりません。

今、同じ都道府県内でありまして、例えば市町村と道府県が連携をするというのは、個人住民税を中心にかなりやっております。滞納整理が困難なものについては共同でやるとか、あるいは東京都がやっておりますけれども、区市町村から委任を受けまして、これは徴収引継ぎというのですけれども、地方税法にそういう規定がございまして、対応しております。

そもそも課税できるかどうかということについて、これは所得を把握できれば課税をいたしますので、それはいずれの市町村もきちんとやっているとします。

以上です。

【小委員長代行】 今のような状況を踏まえて、外形の導入に伴って重要性が高まる法人調査の話と、家屋評価の話と、徴収率ということを挙げておられるということなのですが、いかがでしょうか。今のご説明ですと、先ほど〇〇委員からご指摘がございましたけれども、このところの記述についてはやはり加筆をしたほうが。このままでもよろしいですか。いかがでしょうか。

【委員】 法人住民税の均等割は特に書く必要はないかなという印象を受けました。

あと、一層というか、さらにというイメージが出るような、私もぱつと修正案が出てこないのですけれども。

【小委員長代行】 この記述のところ、さらなる税務知識・技術の共有化というようなことで盛り込んでいくということが必要ということですかね。

【委員】 はい。

【小委員長代行】 〇〇委員、先ほどの説明でよろしいですか。

【委員】 はい。ありがとうございました。

【小委員長代行】 ほかはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 これも修正が必要かどうかはわからないのですけれども、47ページに、今の追加された部分の下から3番目のポツで、「国税においては、制度構築を」から始まる所、「一方、地方税では、制度構築は総務省、現場実務は各地方自治体が担っており、情報の共有化を図るため、地方自治体間のネットワークを構築することが重要である」とあるのですけれども、ざつと読むと、何となく制度構築は総務省で、その後は地方自治体が担っておりなので、総務省は特に関係なくて、情報の共有化を図るために地方自治体間のネットワークをつくれればいいというふうに読める。何かつながりが悪いような気がするのです。国はいいのかみたいなの。

もっと言えば「今後、これまで進めてきた政策支援税制と併せ」のところ、「新たな税制の活用も有効である」と、税制構築のことも少し触れてくださって、まちづくり等に関して触れていただいているのですけれども、この辺はまさに税制構築をしようとする総務省とのやりとりがかなり必要になります。それで苦労している自治体も各地にあります。国と継続的な協議の場みたいなものがあるのかどうかもちよつとよくわからないので、そこら辺はわからないまま申し上げますけれども、地方自治体間もいいけれども、国との税制に関する

協議とかネットワークみたいなことは触れる必要はないのかなと。これを読むと、そこはいいのかなという印象を持ちました。

以上です。

【小委員長代行】 これは元々の案としては、現場での徴収率の向上ですとか、実務の部分というのを念頭に置いて自治体間のということなのですから、実際の情報の共有という意味では、実は国税との連携なども含めて、既にやっておられるところもあると思うのですけれども、これだけの書きぶりでもいいのかというご指摘かと思いますが、これは何か事務局のほうでは。

【税制調査担当部長】 確かにこれだと自治体間のことしか書いていないというような印象がありますので、その点は別に総務省との連携が必要ないというわけではもちろんございませんので、書き方を検討していく必要があるかと思えます。

【小委員長代行】 ○○委員、お願いします。

【委員】 そういう縦の連携などの話も入れてしまうと、ここでおっしゃりたいことがぼやけてしまうような気がします、いかがでしょうか。

国税と違って、地方税に関しては自治体の実務、徴収権を持っているということは、分権という意味で重要だと考える人もおそらく多いと思います。ところが、前提知識があまりないままにここのポツのところを読むと、集権的にやっている国税に関しては、集権的にやっているから情報共有もうまくいっています、一方、制度構築は総務省と自治体で分かれていますと論が進んできて、それでは垂直的・集権的な解決を主張するのかと思いきや、情報の共有化を図るために地方自治体間の水平的なネットワークを構築することは重要だというふうに、ちょっと論理が飛んでいる形で話が述べられてしまっているのです、要はここは趣旨をちゃんと整理するという事なのではないかと思えます。

【小委員長代行】 要するに、現場レベルでの徴収実務のところの連携というところに明確にスポットを当てて、自治体間の共有というところをしっかりと書いたほうがいいのかというご意見ということでよろしいですか。

【委員】 はい。

【小委員長代行】 ありがとうございます。あとはいかがでしょうか。

○○委員のご指摘なのですけれども、上のほうのところでの政策支援税制のあり方とか何とかということを見ると、国との協議とか調整も必要になってくるのではないかということなのですけれども、それがここの税務知識・技術の共有というところでうまく書き込めるかどうか難しいところもあると思うのですけれども、そこは誤解のないような形で記述を整理するという事で書いていきたいと思えます。

○○委員、お願いします。

【委員】 今の実務の話と関連しているのではないかと考えていて、全く修正されていないところに関してご指摘をさせていただきます。43ページの給付付き税額控除の話です。私もこの考え方には同意をするのですが、実務的にできるのかという話が必ず何かこの話にはつきまとう。ただ、地方自治体ならではという意味においては、給付事務は給付事務でやっているのです、国税で給付付き税額控除をやるとなると、税務署にその仕事をさせるのかという、それはできないという話で、いつもその議論がスタックしてしまうのですけれども、せっかく都税調なので給付事務のことも視野に入れられると。ただ、文章の書き方は、いかにも税務署でお返しするという感じの書き方になっている。つまり、これは43ページの1つ目のポツのところの「しかし」以下ですけれども、「税額控除の残余分が生じた場合に同額を給付として直接還付する」、税法の専門家ではないですけれども、税法的に還付と言っはいけないとか何とか。つまり、払ってもいないものを返すものもないから還付じゃない、そういう用語を私はそんなにこだわらないのですけれども、日本語で、還付と言えないから給付付き税額控除とやってきたんだという説すらあるのですけれども、税金として納めてもいないものを還付するという事は

あり得ないという話で言うと、「還付する」という言葉が独特の意味を持つと考えると、これは本当は還付していることにはなっていないのかもしれないけれども、あたかも税制の中で解決しろというふうに見えてしまう。だから、もう少し幅広にここは書いてもいいのではないかという気がして、これは都税調なので、給付事務も視野に、つまり税制の中では対応し切れない場合は給付事務で対応するということもあり得るという含みが、一々細かく書く必要はないのですけれども、動詞を選ぶときとか、単語を選ぶところで工夫ができるといいのかなど。

実際そうですね。都税事務所では還付というか税額控除、余った分を返してくださいと言われて、はい、わかりましたと言って、とってもしない税金をお返ししますと振込口座に入れるというのはちょっとできない話ではないのかなど。実務的に見るとですね。そこは確認した上で、もしそうであるとするならば、広い意味での仕組みという意味で、この考え方を一つの選択肢として考えられるという形で打ち出すということもあり得るのではないかと思います。

【小委員長代行】 今の点ですが、まず、ここ「直接還付する」という表現がいいのかどうかというところですが、確かに「還付」という言い方では、還付ではないわけですね。ですので、これは表現を工夫したいと思います。

【委員】 平たく言ってしまえば、「同額を給付する同制度」と言ってしまうか、ないしはもうちょっとニュアンスを込めるなら、「実質的に給付する」という、実質的に給付するのだからいろいろな仕組みでいろいろ考えた方がいいのではないですか。「給付する」と言ってしまうと、これまた給付事務しかやらない、つまりほかの方法は考えられないから、もう余った分は書類を持ってきたら給付しますよという、これまたそこまで限定してしまうのかというもあり得るので、そこは最後はお任せしますが、幅広に捉えられるような文言でもいいかなと思います。

【小委員長代行】 では、そここのところは都税事務所が給付するという話ではないよということも含めて、この表現のところは今いただいた修正案をベースに調整したいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

そうしましたら、改めて全体を通して、ⅠからⅢまでいろいろなところをご意見をいただきましたけれども、それ以外に後からお気づきになられた点、あるいは今回下線が引いていないところについても、何かお気づきになられたところがありましたらご意見をいただければと思います。特にはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

今回、かなりまたご意見をいただいたわけですが、今いただいたご意見を踏まえまして、これで小委員会は今年度最後ということになりますので、その趣旨を反映する形で案文の修正をさせていただきたいと思うのですが、その修正の文章の作成については、会長と小委員長代行のほうにご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【小委員長代行】 どうもありがとうございます。

それでは、皆様のご了解をいただきましたので、その修正を行った上で、それを今度答申案として総会の審議にかけたいと思います。

今年度初めての先生もいらっしまったと思うのですが、このような形で答申案の取りまとめのところまで来ることができました。本当にどうもご協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、少し早いのですが、会の終わりに当たりまして、主税局長のほうからご挨拶をお願いできればと思います。

【主税局長】 主税局長の〇〇でございます。

日ごろから東京都税制調査会の運営に格別のご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。今日で小委員会が終了ということで、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

5月の第1回の小委員会から約5カ月にわたりまして、〇〇会長並びに〇〇小委員長代行を初めとして小委員会の委員の皆様、多くの時間を割いてご議論いただきましたこと、誠にありがとうございます。深く感謝を申し上げたいと思います。

都税調は今年から毎年答申を出すように運営を改めたところでございまして、これは地方税制度が目まぐるしく変わる中で、より機動的な対応を図っていこうという趣旨でこういうことになったかと思えますけれども、これに的確に対応していくことは非常に重要なことだと思っています。

ご承知のように、現在、平成28年度の税制改正に向けまして大きな動きが生じています。与党税調もいろいろな動きがあって、東京都にとりましては地方法人課税におけます偏在是正措置の拡大とか、あるいは分割基準の問題、これは大きな課題となっております、今後、この対応を行政としてやっていくことになるわけでございますけれども、この都税調での議論、それからこの内容というのは、やはり私どもにとって大きなそれを支える理論的なバックボーンとして、これをしっかり受けとめさせていただいて対応を図っていきたいと思っております。

今日は小委員会の最終日ということですが、委員の皆様におかれましては、引き続き今年度の答申の取りまとめに向けましてご協力をいただくということになろうかと思えますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。本当にありがとうございました。

【小委員長代行】 ありがとうございました。

それでは、事務局から、今後の日程についてご説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 今後、答申の取りまとめに向けまして、11月に2回、総会を開催したいと存じます。まず、第2回の総会ですけれども、11月9日月曜日、午前10時からを予定しております。会場は都庁第2本庁舎31階、こちらのフロアの27会議室でございます。

また、第3回総会につきましては、11月16日月曜日の午前11時30分からを予定してございます。会場につきましては、同じく都庁第2本庁舎31階27会議室で開催させていただきます。

以上でございます。

【小委員長代行】 それでは、本日の議事を終了いたします。本日はお忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございました。これもちまして、第6回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —